第64号議案

市長等の給料の額の特例に関する条例

(市長及び副市長の給料の額の特例)

第1条 市長及び副市長の給料の額は、市長及び副市長の給与等に関する条例(平成17年ふじみ野市条例第38号)第3条の規定にかかわらず、市長にあっては同条第1号に規定する給料の月額の100分の30に、副市長にあっては同条第2号に規定する給料の月額の100分の20に相当する額を減じて得た額とする。

(教育長の給料の額の特例)

第2条 教育長の給料の額は、教育長の給与等に関する条例(平成17年ふじみ 野市条例第40号)第3条の規定にかかわらず、同条に規定する給料の月額の 100分の15に相当する額を減じて得た額とする。

(端数計算)

第3条 この条例の規定により給料の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和2年9月30日限り、その効力を失う。

令和2年6月11日提出

ふじみ野市長 高畑 博

提案理由

新型コロナウイルス感染症による社会経済情勢への影響に鑑み、市長等の給料について特例による減額を行いたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。